

指定活用団体の公募に関する Q & A (平成 30 年 8 月 15 日)

1 指定活用団体の指定申請を行うことを考えております。国内外で活動しており海外出張の予定がありますが、指定活用団体の指定申請後の審査のスケジュールは、どのようになっているのでしょうか。

(平成 30 年 6 月 27 日)

2 公募要領には「中期的」と「当初」、基本方針には「当分の間」という用語が入っています。

公募要領には(6)業務実施計画(様式自由) ※本計画は、基本方針等を踏まえた上で、5年間の中期的な計画(計画期間は2019年度～2023年度)を提案するもの、となっており、「公募要領の説明について」でも、「業務実施計画の計画期間を5年間であると明確にした」と書いてあります。

したがって中期的とは5年間のことと理解しておりますが、他方で、「当初の指定活用団体による助成額は、(中略)、20～40億円程度を目途とします」となっています。また公募要領には貸付けのことも出てきます。さらに、基本方針では「指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする」とあります。さらに履歴書の別紙には、貸付けの経験や能力の記載欄がありません。

そこで質問です。上記を総合すると、中期的な計画とは、5年間のうちの「2年ないし3年の中期的な計画」という解釈も可能となります。

(1) 「中期的」、「当初」、「当分の間」の関係を明確にしていただけませんか。

(2) 「中期的計画」とは5年間の計画の意味か、5年間のうちの中期的な計画の意味か明確にしてください。

(3) 業務実施計画は20から40億円時代のものだけでよいのか、700億円に到達させるための計画を求めているのか明確にしてください。

(平成 30 年 7 月 5 日)

3 公募要領 P 11 において(13)前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)とあります。

ここのカッコ内の読み方の確認です。

前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書

申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

以上のように読めます。新規設立法人は収支予算書も必要なく、設立時の財産目録だけでよろしいと理解してかまいませんか。

(平成 30 年 7 月 5 日)

4 公募要領 3. 指定の基準の第 6 欠格事由において、①法第 17 条第 3 項各号に掲げる団体となっておりますが、このうち第 5 号の「統制の下にある団体」とは具体的にどういった団体を指すのでしょうか。

(平成 30 年 7 月 18 日)

5 交付金の初回納付は 2019 年秋ごろとのことですが、2020 年度以降は事業年度開始のタイミングである 2020 年 4 月あるいはその前に納付されると理解してよろしいでしょうか。

(平成 30 年 7 月 26 日)

6 申請書類のうち別紙様式 4 と別紙様式 5 と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）との関係を教えてください。

同法には以下の条文があります。

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

同法 3 条第 2 項と以下の情報との関係、必要な範囲を超えていない理由を教えてください。関係者に説明する必要があります。

指定後に採用する役職員について

1. 履歴書（別紙様式 4）の必須事項である顔写真の利用目的は何ですか？

2. 同履歴書に「主婦」の期間を記載を必須にしている理由は何ですか？また、「主婦」の期間は女性にだけ求めていると解されますが、それでよろしいのですか？

3. 履歴書別紙の役職員別の能力について、指定の基準の技術的能力は申請団体前提であるのに対し、個々の役職員の能力の有無まで求める理由は何ですか？

4. 別紙様式 5 には職員の就任承諾書が必要ですが、指令もされないうちか

ら、このような承諾書が必要な理由は何ですか？とりわけ、有能な職員は現在別の仕事をしていることが想定され、この就任承諾書は所属機関の職務専念規定との関係で、当該者にとって極めて精神的負担が大きいことを付記します。

(平成 30 年 8 月 6 日)

7 会計監査人の就任時期については、平成 31 年 4 月 1 日以降でかまわないという理解でよろしいでしょうか？

(平成 30 年 8 月 6 日)

※指定活用団体の公募に関する最新の情報は、「指定活用団体の公募について」のホームページを御参照ください。

<内閣府指定活用団体指定担当室>

URL : http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/shitei/shitei_index.html

1 指定活用団体の指定申請を行うことを考えております。国内外で活動しており海外出張の予定がありますが、指定活用団体の指定申請後の審査のスケジュールは、どのようになっているのでしょうか。

(平成 30 年 6 月 27 日)

A. 指定活用団体の指定申請後の審査スケジュールは、2018 年秋頃以降に休眠預金等活用審議会における審議等を行い、2018 年内に指定活用団体を指定する予定です（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく指定活用団体の公募要領 P12 6. その他（1）スケジュール参照）。

それ以上の具体的なスケジュールについては、まだ決まっておりません。

また、審査期間中に必要に応じて、現地調査の実施や追加資料の提出等を求める場合がありますので、ご注意ください（「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく指定活用団体の公募要領 P11 5. 申請書類の審査及び結果の通知について（1）審査方法参照）。

2 公募要領には「中期的」と「当初」、基本方針には「当分の間」という用語が入っています。

公募要領には(6)業務実施計画（様式自由）※本計画は、基本方針等を踏まえた上で、5年間の中期的な計画（計画期間は2019年度～2023年度）を提案するもの、となっており、「公募要領の説明について」でも、「業務実施計画の計画期間を5年間であると明確にした」と書いてあります。

したがって中期的とは5年間のことと理解しておりますが、他方で、「当初の指定活用団体による助成額は、(中略)、20～40億円程度を目途とします」となっています。また公募要領には貸付けのことも出てきます。さらに、基本方針では「指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする」とあります。さらに履歴書の別紙には、貸付けの経験や能力の記載欄がありません。

そこで質問です。上記を総合すると、中期的な計画とは、5年間のうちの「2年ないし3年の中期的な計画」という解釈も可能となります。

(1)「中期的」、「当初」、「当分の間」の関係を明確にしていただけませんか。

(2)「中期的計画」とは5年間の計画の意味か、5年間のうちの中期的な計画の意味か明確にしてください。

(3)業務実施計画は20から40億円時代のものだけでよいのか、700億円に到達させるための計画を求めているのか明確にしてください。

(平成30年7月5日)

A. 質問項目が一部重複している箇所もあるため、以下のように整理して回答させていただきます。

■ (1)の「中期的」と(2)の「中期的計画」について

「公募要領(P9)」に記載しているように、業務実施計画については、「5年間の「中期的」な実施計画」として作成して下さい。計画期間は、2019年度～2023年度となります。したがって、「中期的計画」とは、5年間の計画の意味となります。

■ (1)の「当初」について

「基本方針(P1)」では、「本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」である。民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど民間公益活動全体が未だ発展途上にある現状の下で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の

解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である。」と規定しています。

これを踏まえて、「公募要領」(P12)では、「当初の指定活用団体による助成額は、真に社会の諸課題の解決に成果を出すと見込まれる事業を厳選することを前提に、法案検討時の議論も踏まえ、20～40億円程度を目途とします。」と記載したところです。

したがって、真に社会の諸課題の解決に成果を出すと見込まれる事業を厳選している期間については、指定活用団体に対する助成額は、20～40億円程度と理解して下さい。この期間が、どの程度になるのかは、指定申請団体がどのような内容の事業計画を想定しているかにより、異なってくるかと思えます。なお、実際に指定活用団体に交付される額については、毎年度策定される「基本計画」に即して、指定活用団体が作成する事業計画及び収支予算の内閣総理大臣の認可をもって確定することになります。

■ (1) の「当分の間」と (3) の業務実施計画について

「基本方針 (P15)」では、「指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、「当分の間」は、資金分配団体への助成のみとする。これをもって資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を実施することにより、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先すべきである。」と規定しています。したがって、この「当分の間」は、債権管理等を伴う貸付けは行わないものと規定しています。

「当分の間」が、具体的にどの程度の期間になるのか (例えば、数年なのか、5年を超えるのか) については、「基本方針」に規定してあるように、本制度開始後に、指定活用団体が行う民間公益活動促進業務の進捗状況を踏まえて、今後判断することになりますので、現時点において具体的な期間を示すことはできません。

「業務実施計画」の作成にあたっては、貴団体が、現時点において、どのような業務をどのようなペースで実施する予定であるかについて、貴団体の将来ビジョン・今後の見通しを踏まえて、必要となる交付金額を記載していただければと存じます。その際、毎年度発生する休眠預金等を全てその当該年度で使い切るという金額ありきの従来の発想ではなく、基本方針の内容を踏まえたものとなるようにしてください。

3 公募要領P11において(13)前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）とあります。ここのカッコ内の読み方の確認です。

前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書

申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録

以上のように読めます。新規設立法人は収支予算書も必要なく、設立時の財産目録だけでよろしいと理解してかまいませんか。

（平成30年7月5日）

- A. 申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録のみを提出することが求められます。ただし、公募要領P11「⑱その他参考となる事項を記載した書類」として、財産目録以外の資料を提出することができます。

なお、上記に関連して、公募要領P9「⑥業務実施計画 ロ 組織運営計画」において「5年間の組織運営体制等、業務内容、業務運営コスト

（人件費、事務所費及びその他団体の運営に必要な一般管理費）の見込額及びその根拠等について記載」及び「⑦準備行為実施計画」において「指定申請時において運用開始に向けた準備行為の内容、準備に要する費用の見込額及びその根拠を明示した書類を提出」することを求めていますので、これらを総合的に勘案して、新規に設立された指定申請団体の今後の財務の見通し等につき確認することとなります。

4 公募要領3. 指定の基準の第6欠格事由において、①法第17条第3項各号に掲げる団体となっておりますが、このうち第5号の「統制の下にある団体」とは具体的にどういった団体を指すのでしょうか。

(平成30年7月18日)

- A. 指定活用団体の指定に当たり、法第17条第3項第5号の「統制の下にある団体」については、指定申請団体の評議員、理事、監事のいずれかに暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が含まれている場合には、法第17条第3項第5号の欠格事由に該当する団体とみなします。

5 交付金の初回納付は2019年秋ごろとのことですが、2020年度以降は事業年度開始のタイミングである2020年4月あるいはその前に納付されると理解してよろしいでしょうか。

(平成30年7月26日)

A. 預金保険機構から指定活用団体への休眠預金等交付金の交付は、預金保険機構の事業年度開始後3カ月を経過する日から当該事業年度の末日までの期間（7月1日から3月31日）の間のいずれかに行われることとなります。具体的な時期は、内閣府と指定活用団体との間における取決めにおいて定める予定です。

具体的には、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令」第1条第2項においては、休眠預金等交付金の交付は、（預金保険機構の）事業年度開始後3カ月を経過する日から当該事業年度の末日までの期間に、預金保険機構が指定活用団体からの書面による申請に基づいて交付されることとされています。「事業年度開始後3カ月を経過する日から当該事業年度の末日までの期間」は、預金保険機構の事業年度が4月1日から翌年3月31日であるため、7月1日から翌年3月31日のことを指しています。

(参考)

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令（抄）

第一条（略）

2 法第八条の規定による休眠預金等交付金の交付は、事業年度の開始後三月を経過する日から当該事業年度の末日までの期間において、預金保険機構（以下「機構」という。）が指定活用団体からの書面による申請（前項の収支予算について法第二十六条第一項の認可を受けたことを証する書面を添付したものに限る。）に基づいて行うものとする。

6 申請書類のうち別紙様式4と別紙様式5と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）との関係を教えてください。

同法には以下の条文があります。

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

同法3条第2項と以下の情報との関係、必要な範囲を超えていない理由を教えてください。関係者に説明する必要があります。

指定後に採用する役職員について

1. 履歴書（別紙様式4）の必須事項である顔写真の利用目的は何ですか？

2. 同履歴書に「主婦」の期間を記載を必須にしている理由は何ですか？また、「主婦」の期間は女性にだけ求めていると解されますが、それではよろしいのですか？

3. 履歴書別紙の役職員別の能力について、指定の基準の技術的能力は申請団体前提であるのに対し、個々の役職員の能力の有無まで求める理由は何ですか？

4. 別紙様式5には職員の就任承諾書が必要ですが、指令もされないうちから、このような承諾書が必要な理由は何ですか？とりわけ、有能な職員は現在別の仕事をしていることが想定され、この就任承諾書は所属機関の職務専念規定との関係で、当該者にとって極めて精神的負担が大きいことを付記します。

（平成30年8月6日）

A. 指定活用団体の指定に当たっては、より厳正に指定申請団体の審査を行う必要があると考えております。

顔写真及び就任承諾書については、可能な限り虚偽の申請を防ぐため必要に応じて本人確認を行うことや、本人の同意を得ずに指定申請団体の構成員に含めることを防ぐために提出を求めています。

また、別紙様式4の職歴や役職員の専門的能力については、指定申請団体が指定の基準に適合しているかどうかを確認するために、指定申請団体を構成する役職員の履歴を提出していただくものです。従いまして、一部の職歴だけではなく、すべての職歴のご記入をお願いします。なお、「自営業、主婦、無職、起業経験等」については例示ですので、性別によって異なる記述を求めているものではありません。

7 会計監査人の就任時期については、平成31年4月1日以降でかまわないという理解でよろしいでしょうか？

(平成30年8月6日)

A. 公募要領に記載のとおり、申請書類の提出にあたっては、「申請時に有効な定款（現行の定款）と指定活用団体の指定を受けることを停止条件として効力が発生する定款の両方を提出してください。」としており、また、指定の基準として「会計監査人を設置する旨を定款で定めること。」が求められています。

したがって、指定申請時に会計監査人が設置されていない指定申請団体にあっても、指定時に効力を発生する定款において、会計監査人を設置する旨を定めることが求められます。

以上より、指定された団体は、指定時において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第153条第1項第7号に定める会計監査人設置一般財団法人に該当することとなり、同法303条に基づき、当該定款変更の効力が生じたときから2週間以内に会計監査人の氏名又は名称を登記する必要があります。

(参考1)

公募要領（抜粋）

3. 指定の基準について

第3 上記第2の民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

【経理的基礎】

②経理処理、財産管理の適正性

- ・会計監査人を設置する旨を定款で定めること。

4. 申請書類の提出について

(3) 申請書類

○添付書類

②定款

※申請時に有効な定款（現行の定款）と指定活用団体の指定を受けることを停止条件として効力が発生する定款の両方を提出してください。

(参考2)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）
（定款の記載又は記録事項）

第一百五十三条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

七 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人（会計監査人を置く一般財団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立時会計

監査人（一般財団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第三百十九条第二項第六号において同じ。）の選任に関する事項

（一般財団法人の設立の登記）

第三百二条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第六十一条第一項の規定による調査が終了した日

二 設立者が定めた日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～六（略）

七 会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

八～十三（略）

（変更の登記）

第三百三条 一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。